

議案第3号

茂原市スクールバス運行規則の制定について

茂原市スクールバス運行規則を次のように制定する。

令和3年2月16日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市スクールバス運行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、茂原市立小学校の統合等により遠距離通学となった児童の通学のため、茂原市スクールバス（以下「スクールバス」という。）の運行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 スクールバス運行の実施主体は、茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、運行業務の一部又は全部について教育委員会が適当と認める者に委託することができる。

(利用の範囲)

第3条 スクールバスを利用できる者は、別表に掲げる学校及び地域のうち、学校までの通学距離がおおむね4キロメートル以上の児童とする。ただし、地域の実情等により、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請)

第4条 スクールバスを利用しようとする児童の保護者（以下「申請者」という。）は、茂原市スクールバス利用申請書（別記第1号様式）を教育委員会が指定する期日までに、当該児童が在籍する学校の校長（以下「校長」という。）を經由して教育委員会に提出し

なければならない。ただし、転校等やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、利用可否を決定し、茂原市スクールバス利用許可（不許可）決定通知書（別記第2号様式）を申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第5条 前条第1項の規定により提出した申請内容に変更が生じたときは、茂原市スクールバス利用内容変更届（別記第3号様式）を、校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（運行路線等）

第6条 スクールバスの運行路線及び乗降場所は、教育委員会が、校長と協議して決定するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 第4条の規定によるスクールバス利用の申請及び決定の通知に関し必要な行為は、施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

別表

学校	地域
二宮小学校	真名、黒戸、押日の一部

別記第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

茂原市スクールバス利用申請書

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり、スクールバスを利用したいので申請します。

記

学 校 名	学校
利 用 者	学年 組 氏 名
	住 所
乗 降 場 所	乗車
	降車
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
特 記 事 項	

第2号様式（第4条第2項）

茂原市スクールバス利用許可（不許可）決定通知書

第 号

年 月 日

様

茂原市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあったスクールバスの利用について、次のとおり許可（不許可）とします。

学 校 名	学校
利 用 者	学年 組 氏 名
	住 所
乗 降 場 所	乗 車
	降 車
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
不 許 可 の 理 由	

第3号様式（第5条）

茂原市スクールバス利用内容変更届

年 月 日

（宛先）茂原市教育委員会

申請者 住 所
氏 名
電話番号

スクールバスの利用について、下記のとおり変更します。

記

学 校 名	学校
利 用 者	学年 組 氏 名
	住 所
変 更 内 容	

提案理由 市内小学校の統合により、通学路が遠距離となる児童の通学を支援するため、スクールバスを運行するにあたり必要な事項を定めようとするものです。